

令和6年2月5日

市民の皆さまへ

庄原市役所 口和支所長
(総務室)

Tel. 0824-87-2111

fax. 0824-87-2057

行政文書の発行について

令和6年2月5日付けの行政文書をつぎのとおり発行します。



<回 覧>

1	令和6年度 庄原市会計年度任用職員の募集	総務部
2	環境しょうばら	環境建設部
3	「がん講演会」を開催します！	生活保健福祉部
	みんなつながる地域交流会 ～活動報告会～	企画振興部
4	堆肥利用促進事業補助金のご案内	企画振興部
5	田園文化センターだより	田園文化センター
6	釜峰山 第48号	口和中学校
7	やまどり	庄原警察署
8	口和駐在所速報	庄原警察署
9	ゴミの仕分け講習会について	ぬくもり会議事務局

裏面へ続く

<各戸配布>

1	広報しようばら2月号	総 行	政	務 管	理	部 課
2	【市独自給付】庄原市子育て世帯支援臨時給付金 のご案内	生 児	活 童	福 福	祉 祉	部 課
3	備北消防だより	総 危	機	務 管	理	部 課
4	健康づくり講座「知って備える 認知症」について	口 市	和 民	生 支	活	所 係
5	令和5年分 申告相談について	口 市	和 民	生 支	活	所 係
6	すみよい くちわ	庄原市社会福祉協議会 口和地域センター				
7	くちわのつどい	口和自治振興区				

庄原市立口和中学校

令和5年度 学校だより第48号

釜 峰 山

令和6年1月17日(水) 発行者: 校長 大里 康暁

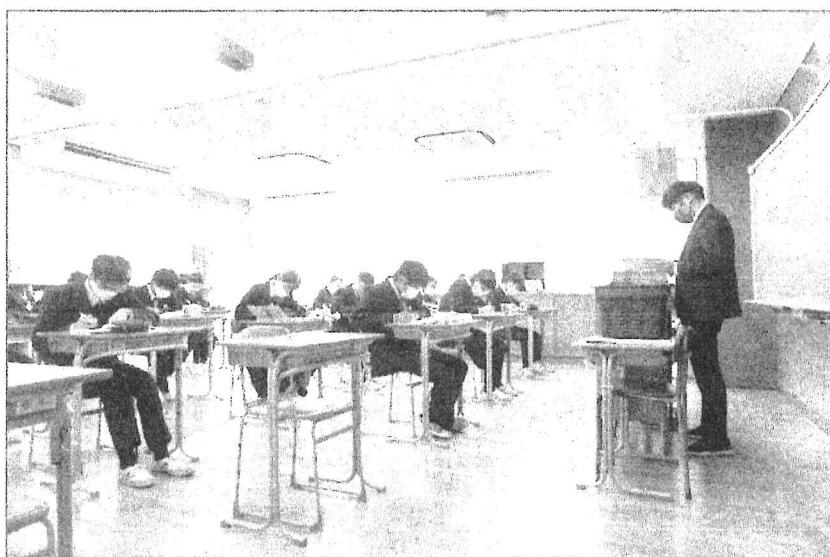
パスワード: k-honki

3年生最終実力テスト！

1月10日(火)、3年生が最終となる第4回実力テストに挑みました。

実力テストは、定期試験と比較して広い範囲から出題されます。

1・2年生では、このような試験を11月の実力テスト・1月の庄原市一斉学力調査と全部で4回経験しています。入試に対応するためには、このような試験で力を発揮できることが求められます。そのため、3年生では1年間で4回の実力テストを実施しています。



第1回は、6月です。この目的

は、3年生の早い段階で、中学校全範囲から出題されるという厳しさを知ってもらうためのものです。1年をかけて、計画的に受検に向けた学習を進めていく構えをつくるため、この時期に第1回を行います。

第2回は、夏休み明けの8月です。夏休みは、弱点克服や入試対策を進めていく絶好の機会です。ここで積み重ねた学力を試してみることを目的としています。

第3回は、11月に行います。実力テストの試験範囲は、回数を経るごとに広がっていきます。2学期も終わりに近い第3回は、中学校の学習のほとんどが範囲となります。その学年の学習がどのくらい身に付いているかを測るためにはとてもよい時期だと言えます。そのため、1・2年生もこの時期に年に1回の実力テストを受けるようにしています。先生たちは、この実力テストを分析し、課題を設定して、2学期の終わりまでに、各学年ともその学年の学習が身に付くよう取り組んできました。その成果を、3年生は第4回実力テスト、1・2年生は庄原市一斉学力調査で確認をします。

私が、進路指導をしていたころは、この第4回の結果を重視していました。本番に向けて追い込みをかけることができているかどうかを判断するのに最適だったからです。第3回までが厳しくても、第4回で上がってきた生徒は、厳しいと思われていた受検先も突破していく場合が多くありました。試験結果は、今やればすぐに結果が出る場合ばかりではありません。今やっていることが、色々な学習内容と結びつい

て、どこかで花開く場合も多くあります。「第4回で伸びる」というのは、そのように1年間弛（たゆ）まず学習に取り組み、積み重ねていった成果だと思います。しかし、第4回で結果が出なかった人もこれから大切です。年明けから入試までの期間は、驚くほど学力が身に付いていきます。それまでも本気で頑張っていたのですが、それ以上のことができる力がまだまだ秘められているということだと思います。3年生の皆さんには、この期間を使い切り、伸ばせるだけ伸ばして進学先へ行ってもらいたいと思っています。まだまだ自分はできると信じて、頑張ってください！

3年生は、朝教室をのぞくと、みんなが勉強をしている様子を見ることができます。「勉強しよう！」という雰囲気になっています。みんなが目標達成をするのに、学級の雰囲気はとても大切です。一人で勉強を頑張ることはしんどいことですが、みんなでやることで乗り越えていけるからです。表情が引き締まっていくのを頼もしく感じています。“チーム口和中3学年”で最後までやり切っていきましょう！

1・2年生庄原市一斉学力調査！

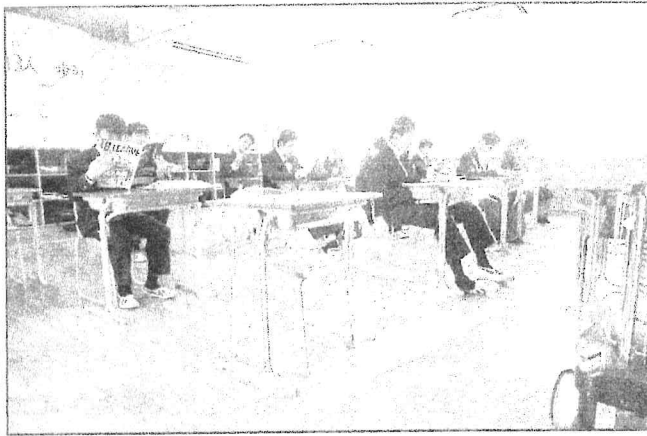
1月11日（水）12日（木）、今年度の庄原市一斉学力調査を行いました。

これは、毎年この時期に行われるもので、庄原市の全小中学校が実施しています。試験範囲が、各学年のここまでの学習内容すべてとなるため、それぞれの学年の学習内容がどれだけ身に付いているかを見取るのに最適です。

本校では、「前年の“自分”を超える！」という目標を定めて、授業改善や表現力育成、家庭学習の充実など様々な取組を通して学力向上に努めています。その見取りは、前年の庄原市一斉学力調査と今年度の比較です。1年生であれば、小学校6年生の時と比較して向上しているか、2年生も同様に、1年生の時と比較してどうなったかを見ています。それを学校評価の評価項目にしています。

そして、この結果をもとに、先ほど述べた様々な取組や指導法の見直しを図ることで、生徒の皆さんの学力が伸びていくよう取り組んでいます。

最近、先生方から、1・2年生も学習に向かう姿勢が変わってきたと聞きます。それぞれ、自分の未来に向けて、意識が向上しているのだととてもうれしく思っています。進路決定に向けて、一步ずつ力強く前進し続けていく令和6年になることを期待しています！



広報 やまどり

庄原警察署
口和駐在所
川東哲也
TEL87-2233

『特殊詐欺』に気をつけて！

令和5年の特殊詐欺被害は、

広島県 343件 約8億8000万円

庄原市 9件 約1700万円

と、令和4年から大幅に増えています！

【医療費の還付金があるのでATMに行って！】

【コンビニで電子マネーカードを購入して！】

という話があれば、それは

詐欺

です！悩んだときは、最寄りの交番・駐在所や庄原警察署へ電話してください。

ニセ情報

だまされないで

まず相談！



悩んだらまず相談。地域の輪で安心安全なまちづくりを。

チャイルドシートの適正な使用

お子様や、お孫様が可愛いのは分かりますが「抱っこ」では、事故の際に大切な子供の命を守り切れません。

また、チャイルドシートを正しく取り付けていなかったり、正しく座らせていないと、お子様が怪我をする可能性があります。

せっかく取り付けられていても、シートベルトをしなければ、怪我をする可能性がありますので、お子様の命を守るために、シートベルトは適正にするようにお願い致します。

庄原警察署管内の事件・事故発生状況

区分			12月末現在	前年同月比
事件	刑法犯	窃盗犯	30件	±0件
		その他	56件	+21件
		合計	86件	+21件
	特殊詐欺		9件 約1697万円	+7件 +1589万円
事故	人身事故	件数	17件	+1件
		死者	0人	-2人
		負傷者	19人	+2人
	物損事故		710件	-37件

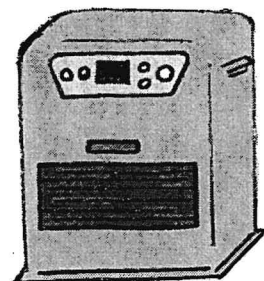
※数値は令和5年12月末時点の暫定値

年末年始から寒い日が続いていますが、1月、2月は特に乾燥しやすい季節でもあります。

暖房を使う際には、

- ・ストーブまわりに燃えやすいものを置かない
- ・消火を確認するまでそばから離れない
- ・配線まわりを掃除する

など、火災予防対策をお願いします。



スマホであなたに“オトモ”する

広島県警察安全安心アプリ

オトモポリス

オトモポリス

今すぐ!!
ダウンロード!!

オトモポリスなら県警公式SNSがすべて1つに！

さらに防犯機能も充実!!



音楽隊動画も
アプリから!

App Store
からダウンロード



Google Play
からダウンロード



犯罪情報官 速報

義援金を装った詐欺に注意！！



～相手方をよく確認しましょう～



令和6年能登半島地震に関して、自治体・各種団体・被災者などを装って、電子マネーの送金や現金の振り込みを呼び掛ける詐欺が懸念されます。

> 善意を悪用されないために

義援金を送るときは、あなたの善意が確実に被災者の方々に届くよう、以下のポイントに注意しましょう。

☒ 電話やSNSの相手方は本物ですか？

※ 過去には実際に被災者になりすました詐欺犯が検挙されています。

☒ 自治体やその他の信頼のおける団体ですか？

※ ホームページなどでよく確認しましょう。

☒ 偽サイトに誘導されていませんか？

※ ネット経由で調べるときは、届いたショートメッセージからのリンクなどではなく、自分から検索してアクセスしましょう。

☒ 本当に相手方の振込先ですか？

※ 国内団体の振込先なのに関係が不明な個人・外国人名義のときは要注意



庄原警察署

口和駐在所速報

危険

野焼きに注意！

春に向けた田畑の準備で、『野焼き』や『草焼き』をする時季が近づいています。

この時季は、空気が乾燥しているため、周りの草や木に燃え移って「大きな火事になる危険性」が高まります。

できる限り、野焼きをしないようお願いします。

Q.どうしても野焼きをする場合はどうすればいいの？



畑仕事などで野焼きをする場合は、次のルールを必ず守ってください。

1. 風が強い日には焼かない
2. 火が消えるまでそばを離れない
3. 消火に十分な水を近くに準備する

ルールを守ったとしても、他人の敷地や山林、建造物などに火が燃え移ってしまった場合には、

※軽犯罪法違反

※森林法違反

※失火罪

に問われることがあります。

庄原警察署では、野焼きを原因とする火災で、

令和5年 7件

令和4年 6件

の事件を検挙しています。

また、家庭ごみなどを燃やすことも犯罪です。

ゴミの仕分け講習会

ゴミの仕分けで、困ったことはありませんか？

〇和の地域の課題を話し合っている『**ぬくもり会議**』で、住民の皆さまを対象に講習会を計画しました。

ゴミの分別やゴミを出すときの基本的なルール、ゴミの減量方法や市のリサイクルに関する取り組みなどを、リサイクルプラザ職員からお話をして頂きますので、お誘い合わせの上、ぜひ、ご参加ください。

日 時 令和 6年 3月 13日 水曜日

13時30分～15時00分

場 所 〇和保健福祉センター

講 師 リサイクルプラザ職員

対象者 〇和在住の方など誰でも

申込み 令和 6年 3月 11日 月曜日までに

申し込みください。



申し込み・お問い合わせ先
ぬくもり会議事務局
(庄原市社協 〇和)
担当 早井・沖川
電話89-2320

知れば納得！

第2回 健康づくり講座

皆さんの疑問・お悩みを **専門家** に聞くチャンスです。

健やかに生活していくための **ヒント**をお話していただきます。
ぜひ、ご参加ください。



*この事業は、庄原赤十字病院にご協力いただき開催しております。

<日時>

3月6日(水) 13:30~15:00

13:30~14:00 シルバーリハビリ体操

14:00~15:00

「知って備える 認知症」

～ みんなが住みやすいまちに ～

庄原赤十字病院 認知症看護認定看護師

南4階病棟看護係長 ^{にし}西野 ^{さおり}沙緒理 看護師

※ミニ認知症カフェとして、お茶を飲みながらざくばらんに
質問できる時間も設けます。

<場所>

□和老人福祉センター(集会室)

<参加費>

100円(お茶・お菓子代)

<申し込み>

準備の都合がありますので、3月4日までに、

□和支所地域振興室(電話 87-2112)へお申し込み
ください。

お問合せ

庄原市役所口和支所 地域振興室市民生活係 電話 87-2112

～ 令和 5 年分 申告相談について ～

令和 5 年分の申告相談の時期が近づいてきました。

申告が必要な方は、期間内に忘れずに申告してください。

● 申告日程（口和支所相談分）

令和 6 年	地区	令和 6 年	地区
2/16（金）	田口 熊谷 紙谷 桑垣内	3/5（火）	池津 矢渕 湯木市場
2/19（月）	中組 大草黒谷 宮内市場	3/6（水）	元恒 出雲石
2/20（火）	木原後庵 向住	3/7（木）	宮下 宮下ハイツ 大久保
2/21（水）	日南 吉木	3/8（金）	中郷 福祉村 深屋
2/22（木）	皆原 岡組 上組	3/11（月）	宮沖 永田市場 大塩
2/26（月）	大佐古 原畑 大月市場	3/12（火）	金田本谷 塩谷
2/27（火）	竹地本谷 槇原	3/13（水）	石谷 下金田
2/28（水）	芦原 麻志 落合 真金原	3/14（木）	常定
2/29（木）	事務整理日	3/15（金）	事務整理日
3/1（金）	伊与谷 岩根 川東 藤根		
3/4（月）	永石 永沢 一日市		

会場 口和自治振興センター 第 2 会議室

※受付時間はいずれも、9：00～11：30 13：00～16：00 まで

● 申告に必要な主なもの

- マイナンバーカード（または個人番号通知カードと免許証等の本人確認書類）
- 農業や営業等の事業所得や不動産所得のある人は、月別集計表や収支内訳書などの収支を整理したもの

【裏面に続く】

【続き】

- 給与・年金のある方は源泉徴収票や支払証明書
- 生命保険料や地震保険料控除を受ける場合は、保険料支払証明書
- 国民年金の控除を受ける場合は、保険料控除証明書
- 肉用牛の免税を受ける場合は、肉用牛売却証明書
- 障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳などの障害の程度を証明するもの
- 住宅借入金等特別控除（2年目以降）を受ける場合は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- 医療費控除を受ける場合は、別紙の医療費控除の明細書（セルフメディケーション税制の明細書は口和支所市民生活係に準備しています。）
- 所得税の還付申告の場合は、還付先口座がわかるもの（本人名義に限ります。）

● その他

- 土地・建物や株式の譲渡所得、雑損控除など、申告の内容によっては税務署での相談をお願いする場合があります。
- その他詳細については、広報しょうばら1月号をご覧ください、下記へお問合せください。

【問合せ先】

庄原市役所口和支所 地域振興室市民生活係

電話 0824-87-2112 FAX 0824-87-2057

メールアドレス shimin-kuc@city.shobara.lg.jp

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額) (注)	(2) (1)のうちその年中に 実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会 保険(高額療養費など) などで補てんされる金額
円	㊦ 円	㊧ 円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

2 医療費（上記1以外）の明細

「領収書 1 枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3) 医 療 費 の 区 分	(4) 支払った医療費 の額	(5) (4)のうち生命保険や社会 保険（高額療養費など） などで補てんされる金額
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	円	円
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費		
2 の 合 計			㊦	㊧

医療費の合計	A	(㉗+㉘) 円	B	(㉙+㉚) 円
--------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補てんされる金額		
差引金額 ($\text{A} - \text{B}$)	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
$\text{D} \times 0.05$	(赤字のときは0円)	
E と10万円のいずれか 少ない方の金額		
医療費控除額 ($\text{C} - \text{F}$)	(最高200万円、赤字のときは0円)	

A
B
C
D
E
F
G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額
(特別控除前の金額)

加木) 堀生申年の場合)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の②の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※ 1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通ずる書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）

①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者の氏名 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※ 2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限りします。

※ 3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

※ 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

(2)「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きしますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）（注）	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
176,584 円	② 153,300 円	④ 円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。
(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。
(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。

なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」「病院等」ごとにまとめて記入できます。

（「①医療費通知に記載された事項」に記入したものについては、記入しないでください。）

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

例) 国税太郎さんが〇△病院に入院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円

5月28日 診療：5,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円

〇△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限り)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額」欄

上記①(3)と同様です。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
国税 太郎	〇△病院	☒ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、〇〇バス	☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☒ その他の医療費	1,560	

添付又は提示が必要な書類

● この「医療費控除の明細書」（添付）

● 医療費通知（原本※）「① 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限りします。（添付）

※ 令和3年分以後の確定申告書を提出する場合は、原本に代えて電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（電子証明書等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。）を添付することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

● 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間で自宅等で保管する必要があります。

○ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の承認書等（おむつ使用証明書）に代えることができます。

医師が発行した「おむつ使用証明書」

○ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

温泉療養証明書

○ 指定運動療法施設の利用料金

運動療法実施証明書

○ ストマ用器具の購入費用

ストマ用器具使用証明書

○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

医師の診断書（その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの）

○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

処方箋（医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの）

○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

すみよい くちわ



寒い季節がやってきましたが、みなさま、お変わりないですか？
この地域通信を通じて、少しでも元気になってもらえば幸いです。

庄原市社会福祉協議会
口和地域センター
電話 89-2320
令和 6年 2月 5日発行



元気が出るには、好きな事をすると、生活にも
ハリがでて一日のリズムが整います。
そのためには、人のいる場所に出かけましょう。
町内には、趣味の会として、グラウンドゴルフ、
お花、コーラス、フラメンコ、大正琴、編み物、
パッチワーク、和太鼓の会、太極拳、卓球、絵
手紙等、30 団体あります。紹介させていただきますので、ぜひ、お問い合わせください。



今後の行事予定

- 2月27日(火) 家族介護教室(認知症)
- 3月 2日(土) くちわのつどい(元気な地域づくり研修会)
- 3月13日(水) ゴミの仕分け講習会(ぬくもり会議主催)

※詳しくは、行政文書にて各戸配布等させていただきます
のでご確認ください。



グラウンドゴルフの報告

令和5年度 赤い羽根共同募金 チャリティグラウンドゴルフ大会の結果発表



11月 2日(木) 27名参加
募金額 8,898円

- 1位 石川平三様
- 2位 五島道徳様
- 3位 栗田正暁様
- 4位 西岡秀樹様
- 5位 西岡とし子様



石川平三様

1位になられた93歳の石川平三様は、背筋もまっすぐに伸びて、とてもお元気です。次回も参加お待ちしております。
参加していただいた皆様、ご協力ありがとうございました。

めくもり会議の報告

口和の地域の課題を話し合っているめくもり会議では、昨年には、民生委員児童委員、ひとり暮らし高齢者等巡回相談員の方のご協力のもと、ゴミに関しての聞き取りをさせて頂きご協力ありがとうございました。その後、なにができるかを協議し、講習会を計画することになりました。リサイクルプラザ職員の方から、ゴミの減量方法や基本的ルール、市のリサイクルに関する取り組みなどをお話していただきます。どなたでも参加できますので、ぜひ、ご参加ください。

ゴミの仕分け講習会

日時 令和6年 3月 13日 水曜日
13時30分～15時00分
場所 口和保健福祉センター
申込み 令和6年 3月 11日 月曜日まで
庄原市社協 電話 89-2320

きちんと分別



※ゴミに関して仕分け等で困った時には、庄原市口和支所、
口和自治振興区、庄原市社協へ、ご相談ください。

令和5年度 口和地域の支えあいづくりの集い

どなたでも
参加できます

参加費
無料

第11回 くちわのつどい

3月2日(土)

10:00~13:00

口和自治振興センター

ふるさと
口和を大切に思っていますか？

住んでいてよかったと感じていますか？

子ども達に誇れるふるさとですか？

私たちの口和がもっと素敵になるために、

今自分で出来ること、地域で出来ることを
一緒に考えてみましょう！

実践報告

- 川東 哲也さん「口和町に赴任してきて」

庄原警察署口和駐在所 警部補

- 松本 晋太さん「#口和が好き」

ほしぞら不動産 代表

- 三上 紀子さん「一員であること」

口和「新月マルシェ」の会 代表

座談会

質問コーナー



バザーコーナー

〔おでかけ満月マルシェ〕

ふくふく牧場

せせらぎ加工所

手づくり工房アーミッシュ

MouMou ICELAND (モーモーあいすらんど)

17 KITCHEN

香りと暮らすブルーマロウ

りびんぐぶーけ

レクリエーショングッズ体験コーナー

12:00~

口和自治振興区と社会福祉協議会で貸し出しをしている
レクリエーショングッズが体験できます。サロンやデ
ィホームなど地域での集まり場でご活用ください。

・ゲーゴル ・モルック
・ポッチャ ・健康マージャン 等

手打ちそば

12:00~



「口和そばの会」による

出来立ての手打ちそば(無料)



問合せ・主催

庄原市社協 口和地域センター ☎0824-89-2320
口和自治振興区 ☎0824-87-2213
庄原市役所口和支所 ☎0824-87-2111

■後援■ 口和地区民生委員児童委員協議会

【共同募金の配分金も活用して実施しています】